

回答自治体名：郡山市

担当課室：生活環境部原子力災害総合対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

原子力発電所事故以来 4 年余りを経過し、本市においては、空間放射線量率は経年に伴う自然低減や除染の進捗により低下しているが、局所的に未だ高い数値を示す箇所や、未だ方針が示されていない山林等の除染対象があることから、このような箇所を含め除染が全て完了するまで財政措置を継続すること。

また、除染作業員に支給される危険手当は除染特別地域内に限られることから、汚染状況重点調査地域内である本市では、除染作業員確保に苦慮する状況が散見されるため、地域を問わず公平かつ速やかに除染を完了する手立てを講じること。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

本市においては、除去土壌等については保管場所の確保がままならず、現場保管を強いられており、除去土壌等の輸送にあたっては、集約輸送が大半となることが想定されることから、積込場の確保が喫緊の課題となる。一方、積込場の確保については、市町村の役割とされているが、本市においては、保管場所同様に確保に困難を極めることが想定されることから、可能な限り市有地をはじめとした公有地の活用を検討しており、積込場の整備に必要な財源について全額措置するよう要望するとともに、集約輸送の際の一般住宅等からの除去土壌等の搬出や容器への詰替時における除去土壌等の飛散防止対策について早急にお示し頂きたい。

また、除染等の措置に類する行為により生じた廃棄物の処理については、学校等の表土除去等を一部除去土壌等として取り扱う方向性が示されているものの、未だ処理に困難を極めているものが散見される状況であることから、これらも含め中間貯蔵施設で受け入れるよう強く要望する。

さらに、除去土壌等はもとより、除染等の措置に類する行為により生じた廃棄物の中間貯蔵施設への輸送及び処分についても、国が行うことを強く求める。

ご協力ありがとうございました。